

平成29年度第7回

昭島市国民健康保険運営協議会議事録要旨

平成29年12月15日

保健福祉部保険年金課

平成29年度第7回昭島市国民健康保険運営協議会

平成29年12月15日（月）午後1時30分開会

昭島市役所 庁議室

1. 開 会

2. 議 題

(1) 国民健康保険広域化等に関する条例改正等について

3. その他

---

出席委員（10名）

佐藤 三也 委員	高野 照夫 委員	石原 正昭 委員
山川 博生 委員	五藤 英恵 委員	山本 莊太郎 委員
久保 昇 委員	中田 京子 委員	岸野 康夫 委員
鈴木 克仁 委員		

---

説明者

保健福祉部長 佐藤 一夫、保険年金課長 岡本 由紀子、  
保険年金課保険係長 山本 潤、保険年金課賦課担当係長 山梨 智恵子、  
保険年金課保険係主事 興石 悠太

---

(午後 1時30分)

◎開 会

○会長 皆さん、こんにちは。本日はお忙しいところ、国民健康保険運営協議会にご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、平成29年度第7回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

---

◎議 題

国民健康保険広域化等に関する条例改正等について

○会長 それでは、議題に入らせていただきます。

前回に引き続きまして、諮問内容について議論をお願いします。

国民健康保険広域化等に関する条例改正等について、事務局より説明等がありましたらお願いいたします。

○事務局 資料を3種類配らせていただいておりますので、まずそちらのほうの確認をさせていただきますと思います。

(資料の確認)

まず、東京都運営方針ですが、こちらは来年4月からは東京都が国民健康保険の運営に参加するというところで、日本全国各都道府県ごとに運営方針を必ずつくらなければいけないというルールが決まりました。その関係で東京都のほうもこれまで各市町村の意見を集めながら準備が進められてきましたが、先日行われました11月21日の東京都の運営協議会で答申をいただきまして、今、こちらはその際の資料ですので案となっておりますが、こちらの内容で方針を最終決定、12月に公表になる予定でございます。公表につきましては、東京都の国民健康保険のコーナーがありますホームページで一般に公開となります。

運営方針ともう一つのこちらの資料（平成29年度第2回東京都国民健康保険運営協議会資料）ですが、こちらを1枚おめくりいただきますと、運営方針作成までのこれまでの流れでございます。右側からがこれまで市町村、あるいは運営協議会で出された意見に対して、都がどのように方針に反映させてきたかというような内容のまとめとなっております。

運営方針そのものは表紙をおめくりいただきますと、目次になっておりまして、内容といたしましては今後東京都と一緒に国民健康保険を運営するに当たって、必要となる事項、市町村に対して共通のルールを示す内容、あとはこれからは財政運営の責任主体が東京都にな

るということで、各市町村からの納付金とそれから交付金のやり取り等がございますので、そうした内容の取り決め、そういったことが主になっております。

あとは東京都では、余り具体的には今回決められていませんが、今後の国民健康保険全体の赤字解消に向けての考え方とか、そういった内容も触れられております。

運営方針のほうはかなりボリュームがありますが、本文が42ページまでになっておりまして、それ以上の部分は全て東京都内に所属する各保険者の資料になっております。こちらは全ての自治体のものを一覧にする形で、平成28年度の状況までは反映されておりましたが、最新のもので27年度の数字まで、さらに古い内容のものもありますが、東京都内に国民健康保険の保険者として存在します62の団体全ての内容が載っております。

こちらの運営方針のほうで、東京都につきましては1つの東京都を中心とした保険者になるといっても、一番国保の中で大きな問題である保険料、保険税の部分については統一というところが今のところ具体的な内容にはなっておりません。

ただ、保険料、保険税の部分はまだ手がかからないですが、なるべく市民の皆さんに直接かわるような事務については共通化していけるものを検討していこうということで、始まるまでの間準備をしてきましたが、実際にはなかなかまだ大きなものには手つかずの状態、手始めとして具体的に東京都の中で共通に行っていこうということで決まったものとしたしましては、40ページになります。

事務の効率化に向けた検討というところで、昭島市でも今、「国保あれこれ」というタイトルで国民健康保険の内容についてのリーフレットをつくりまして市民の皆さんにお配りしています。昭島市も最近は国民健康保険に加入されている方、日本人以外の方、外国からいらした方もかなりいらっしゃるんですが、昭島の場合には日本語の内容のものでしか今のところ対応できていない状況です。

また、外国語のものをつくるようになりますと、費用的にも大きなものがございまして、英語圏以外の方、役所の外国語の資料ものと英語、中国語、ハングルが大きなものですが、それ以外の言語を利用される方が結構増えているのですけれども、なかなかそこまで費用的にも手が回らないという状況でしたが、東京都全体で一括して作成するという形で費用対効果が大幅によくなりますので、かなりいろいろな言語に対応したものを30年度から作成できるような形で今こちらは具体的に動いております。こちらのほうには昭島市も参加するような形で新年度からは多言語のリーフレットをつくれる状態で今準備をしているところでございます。

こちらの方針の2番目に出ております医療費通知のほうは、今まではどれだけ医療費がかかったかということをお知らせするだけの内容でしたが、これからは国のほうでこの医療費通知を税金の申告の際の医療費控除の資料として使えるようにというところで、今内容を変更するという動きがありますが、まだこちらのほうは昭島もそうですが、一緒に参加する準備が整っていない状況ですので、ちょっとこちらのほうは来年度すぐには昭島は動けないという状況になっております。

なかなか共通の事務というところ、共通化していきたい部分はたくさんありますが、それぞれ市区町村が長い時間の中でそれぞれのやり方でルールをやってきたところがございますので、これからもまだできるものを探しながら進んでいくというような状況になっております。

運営方針そのものにつきましては、簡単ですが以上のような内容になっておりますので、また何か中身につきましてございましたら事務局のほうにお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

次に、こちらの運営協議会の資料の22ページをお開きいただけますでしょうか。

上の部分が、今後のスケジュールとなっております、下のほうに表が出ております。

30年度4月までの東京都内のスケジュールですが、こちらのスケジュールの中で一番気になりますところが、これから国保を運営するに当たって、昭島市も東京都に納めなければいけない納付金がありますが、その納付金の最終的な確定のものがこちらの図をご覧くださいますと、納付金、保険料率の決定となっている二重線の枠組みのところの矢印が、区市町村のところは1月から2月の中旬にかけての、角が丸くなった四角といいますか、このような形で位置に示されております。

こちらは今まで何度かスケジュールが示されてきましたが、新しいもの変わるたびにだんだんこの部分が後ろに倒れてまいりまして、今現在、仮係数に基づくものというのは11月21日の東京都の運営協議会に間に合うような形で発表されましたが、本当に実際に納める金額の確定した数字が1月下旬から2月上旬になってしまうかもしれないというスケジュールになっておりまして、これをそのままちょっと待っておりますと、予算もなかなか難しくなっておりますし、新年度の保険税をどうするかというところが非常に今うちのほうとしてもそのまま待っているのでは間に合わない状況になっております。

今、考えておりますのは、ここで出ております仮算定の数字を参考に予算等の準備をしていかなければいけないのかという状況に入ってきています。仮の算定で出てまいりました内

容といいますのが、次のページの別紙1、開いていただいた右側の一覧表ですが、こちらが30年度の仮係数に基づく納付金額。納付金額そのものは一番右側の列になりますが、昭島市は緑色のマーカーをつけさせていただいております。約33億5,000万円強の金額になっております。

こちらは一応仮算定に基づく数値ということで、これが昭島市が東京都に対して納めなければいけない数字の仮のものということで出てきておりまして、これは東京都内全部の市町村の金額が全て並んでいますが、それぞれの保険者の規模が違いますので、この数字だけをご覧いただいてもなかなかちょっと高いのか安いのかというのがわかりにくくなっております。

次のページをおめくりいただきますと、別紙2ですが、こちらが30年度の仮算定に基づく納付金を納めるためのお一人当たりの保険税、あるいは保険料の金額というものが試算されております。太い枠で囲まれました今度は一番左側の列がこの金額になりますが、実際の先ほどの33億円に基づいた保険料の金額がございまして、参考といたしましてそちらの右側のほうにそれぞれ28年度現在の法定外の繰入れを入れないで税額を設定した場合に幾らになるかという数字。それから、その右隣は実際に東京都内の区市町村は全て繰入金を入れて実際には保険料、保険税が少し下がるような形で運営をしておりますので、その状態になったところの平均の保険料の数字になっております。さらに右側の列にはそれぞれの数字をもとにした伸び率のところは百分率で示されているような表になっています。

昭島ですと、30年度納付金を納めるための参考の保険税額が12万8,874円ということで、28年度の実際の税が11万365円ということですので、実際にこのまま納付金を納めるための部分を全て税で集めなければいけないとなりますと、大変高い金額の差になりますので、いきなりこれは税金だけで賄うというのは無理ですので、今後も昭島は一定の繰入金を活用しながら将来に向けての国保運営を考えていくという形になるかと思えます。

先ほどの別紙1と違いまして、お一人当たりの金額にこれは直してある関係で、簡単にはなりますがちょっと比較ができるんですけども、全ての団体の中で昭島市のこの12万8,874円というのをご覧いただきますと、そんなには高い金額にはなっていないというところがご確認いただけると思えます。

26市の中では12万8,874円という金額は、昭島市が一番下の金額になっております。これはどうしてこういう形になったかと申しますと、この納付金の算定に当たっては医療費の多寡、その自治体の実際の所得水準の状況、それから加入者の方の年齢構成の状況、そういっ

たものが加味されまして、これまでの国保の考え方というのは実際その自治体がどれだけの国保としての収入を得られるかということにはかかわらず、当然必要な医療費、給付費についてはそれぞれの国保で責任をもって払わなければいけないという考え方でしたが、今回東京都という1つの大きなまとまりになることによって、その部分を東京都全体として少し補正をしていこうという考え方になっておりますので、この納付金の算定の方法について大変簡単にではあるんですが、もう一つホチキスでまとめさせていただいたほうの資料の2枚目（資料2）をおめくりいただきますと、下のほうに簡単な図解をさせていただいています。

東京都全体として納付金に必要な金額をまず算出いたしまして、それをそれぞれの区市町村に分ける際に、今申し上げましたような医療費の格差、所得水準を反映させて、それぞれの自治体の納付金額を決定していくということで、昭島市の場合には今回非常にこの制度の中での恩恵を受けられたというような形になっております。

ですので、今、図が入っております資料の真ん中のところですが、昭島市の12万8,874円というのは、東京都の平均が大体15万2,511円ですので、東京都全体の平均よりも安い金額になっております。

こちらが安くなった理由といたしますか、条件の部分がその下の関連する指標というところにまとめさせていただきましたが、医療支出は昭島市、東京都内で35番目で、そんなに医療費は多くないというところ。それから、一人当たりの所得の金額は東京都内全体で見ますと、62団体中49番目になりますので、真ん中よりも下の位置にあります。

それから、前期高齢者、65歳以上の方の加入率につきましては39.1%で、東京都平均の32.3%よりも高いところで、順番としましては16位にいるというような状況になっておりますので、こうした部分が今回の12万8,874円という金額に反映されていると思います。

こちらの資料（平成29年度第2回東京都国民健康保険運営協議会資料 別紙2）を1ページおめくりいただきますと、最後に別紙3ということで、こちらは標準税率で、納付金を支払うために必要な税金を集めるためにはこれぐらいの税率を設定すれば必要な税額が集まるはずですよという参考値といたしますか、標準の税率というものが各保険者に示されております。

ただ、こちらはそれぞれ所得割と均等割でさらに医療、後期、介護と分かれておりますので、なかなかこの数字だけを見てもちょっとどこがどれぐらい高いのかとかがなかなかわかりにくい部分ではありますが、こちら基本といたしましては、昭島市は既に2方式ですが、所得割と均等割のところ標準の数字を出していく。

ですので、今現在まだ3方式、4方式の方式をとられている保険者に関しましては、こち

らだけですとますますわかりにくくなるということで、この表の右側の部分はそれぞれの自治体の方式に合わせた数値に割り直して参考値が示されているというような表になっております。

こちらはこの税率、これはざっと見ていただいても昭島のところも医療の所得割が6.5%で均等割が3万6,958円ですとか現在の税率よりも大分高いものですので、これがすぐこのような数字を採用できるわけではないですが、一応、これが実際にもしこうした税率を今現在の昭島で当てはめてみるとどうなるかというのをモデル世帯を使って試算してみました。一番最後のページに、参考資料とございます。

これが昭島市でよく使っております両親と18歳未満のお子さんの世帯、それから、65歳以上の高齢者の方で年金収入の方、1人世帯を今現在の昭島市の税率で計算した場合とそれから今回示されました標準税率を使って計算した場合に、どのくらい保険税額が変わってくるのかというのを試算した資料になっております。

世帯の構成とそれから収入金額のほうは4人世帯が収入が400万円で、お給料だけの収入の世帯。65歳以上の1人世帯の場合には収入が200万円で年金だけの収入というモデルを使いました。今回モデルをこのような数字にしましたのは、東京都の運営協議会の委員さんのほうから、幾つかの自治体についてこうした試算を行った資料というのが参考として運営協議会の中で示されましたが、その中に昭島市は入っていませんでしたので、昭島市の場合には特に4人世帯の場合には子どもさんの独自軽減などもありますので、昭島市でも実際に試算をしてみたらどういう数字になるのかということで、このような資料をちょっとつくってみました。

実際には、広域化に向けての準備といたしましては、このような仮の数値が出てきた状況で、ただまだ確定のものは出てきていないというような今現在の状況です。4月に向かっては時間が迫ってまいりますので、一応、そろそろもう準備できるところから新年度の予算とそれから保険税についても今年は2年に1度見直しをさせていただくという年ですので、準備が始められないかということで検討をしてみました。まず確定値が決まっていないというところで、これまでも夏ぐらいの段階で、運営協議会にご意見をいただくということで、まだ決算なども粗い見込みの部分で、新年度に向けての検討というのをさせていただいておりましたが、これまでは過去の実績に基づいて昭島の国保の財政状況がある程度その中で見込みを立てていくということが可能でしたが、今回納付金という新しい部分が入ってまいりまして、ここが確定値でまだあれば、それをもとにいきなり納付金を全て税ということは当



然無理なわけですが、そこに向かってどういうふうに関後動いていったらいいのかということ  
ころを考える材料も出てくるとは思いますが、なかなか正直に申し上げまして、今現在事務  
局のほうでもちょっとこの納付金に関してはどういうふうにしていったらいいのかという  
ころで大変今悩ましい状況です。

そうした中で、今確実に材料としてあるものといましては、現在の昭島の国保の状況  
というところになります、そちらにつきましては、こちらの資料の2枚目（資料2）で  
すが、おかげさまで29年度の現在の決算見込み、4月に始まりまして3カ月を残すところにな  
っていますが、こちらの決算はまだ粗い見込みですが、現在、一般会計からの繰入金、それ  
から今年度の予算といましては、基金のほうは9,800万円を予算の中に繰り入れるとい  
う形で当初スタートいたしまして、こちらのほうを今後大きく、基金の取り崩しをさらにプ  
ラスして、必要であるとかそういったような要素は見られないような状況です。

おかげさまで、27年度の時は大変医療費の給付がものすごく伸びておりまして、このまま  
でいくともう繰入金を大幅に増やしていかなければいけない。1年目は何とかなくても2年  
目は絶対繰入金が増えてしまうという中で、28年度の改定というところで事務局としても考  
えました案をお示ししてご審議をいただきましたが、現在、29年度の状況と申しますのが、  
医療費も28年度の状況よりは落ち着いた形で、被保険者の方の人数が減っているという部分  
もあります、今回、多分マイナスであろうというふうに今言われております診療報酬改定  
の部分を考えましても、決算といましては、大幅に今後繰入金を増やしたり、あるいは  
基金を入れたりということをしなくても、決算は迎えられるであろうという見込みになっ  
ております。

今回、9,800万円までの基金の繰入れで決算を迎えられますと現在9月の決算のご報告の  
時にお示ししましたが、前年度からの繰入金が大体2億9,000万円くらいございましたので、  
現在基金の積立金も3億円を超える額がございまして、これをこのまま持っていますと、  
29年度末には3億200万円ぐらいの基金を持っていく形で決算を29年度迎えられるとい  
うような状況が、何か大きなことがなければということですが、見えているような状況です。

こうした中で、赤字繰入れの部分も増えていく要素が余り見当たらない。赤字が小さく、  
このまま放っておいても縮減ができるということは当然ないですが、増えていくという要素  
が現在見えない状況ということと、実際検討するに当たって、このような数値でとお示し  
するには、ちょっと納付金が確定していないというような状況で、大変事務局のほうとしま  
しても、事務局として考えている案を具体的にお示しできてご審議していただければ一番よ

かったのですが、今回まだつくれていないような状況です。こうした形で新年度に向かってどのようにしたらよろしいでしょうか、ご意見をいただきたいというのも大変乱暴かと思いましたが、今回につきましてはこうしたような状況の中ですが、事務局のほうの具体的な案というのをまだお示しできないような形ですけれども、現在の状況の中で委員さんからのご意見をまずいただければと思っております。

○会長 ありがとうございます。

ただいまのことに対して、質問か何かご意見がありましたらお受けしたいと思います。

○A委員 全体の話なんですけれども、広域化するというのは保険財政の安定化、または目的だと思ふんですけれども、そこにはやはり一般会計からの繰入れというのはありきなんです。

○事務局 はい。結局、この元になっております法律が27年5月に決まったんですが、その直後ぐらいにはもう随分日本全国で3年ですとか5年の間に繰入金を赤字補填の部分についてはゼロにするようなプランをもって臨むんだというようなことが言われていましたが、だんだんトーンダウンをいたしまして、今年の夏ぐらいから国のほうがはっきり、まず30年度に向けて大きな制度改正なので、制度改正を円滑にすることが第一で、そのためにはいきなり保険税、保険料がそれぞれの自治体の単位で上がることによって大きな混乱を招かないようにというような、繰入金を増やすのは財政的にも大変でしょうけれども、今現在その繰入れが確保できているのであれば、その状況を保つことも一つの選択肢として検討していいですよという、検討していいですよというのも非常に何か国もちょっと後ろ向きで、そういう言い方があるのかなと基礎自治体としては感じるころですが、もうやってもいいですよということだと私は思います。

○A委員 あるべき姿は閉じられた会計の中でやっていくというのがそれが最終形ですか。

○事務局 そうですね。一応今までは昭島の場合もその他いわゆる法定外繰入の部分でドンと（あって）、本来昭島としては絶対に持たなければいけない子どもの軽減の費用ですとか、そういう部分も全て含めてその他で、特に内訳の部分というのは今まで余り明らかにされてこなかったのですが、その部分をしっかりとこれから示していかなければいけないということで、この運営方針の中の12ページになりますが、これからはその他繰入という形で繰入れをするのは構いません、ただその中で自治体、保険者の判断として今後も一般会計からの費用をもって行っていくものとそれから解消していかなければいけない赤字というのを保険者として明確にきちんと意識をもって、この赤字の部分については、解消しなさい、赤字

解消について、他県では運営方針の中に直接何年間の計画をつくりましょうとか、そういったことを具体的に書いてある運営方針もありますが、東京都はそれはやりませんということで、そのかわりに今年度中に各区市町村が、まだ国のほうから正式な通知が来てないですが、5年後、あるいは6年後のそこがゴールではなくてもいいので、その時点でどこまで赤字解消の取り組みが進められるのかという計画書をつくって必ず年度内にはそういうものをつくりなさいということが、そういう内容の通知が出るのが今予定されております。

ですので、昭島もこういった流れになるとしてもこれからの取組みというのは具体的なものを今年度中には考えなければいけないというところがございます。

○会長 ほかにございませんでしょうか。

○B委員 東京都からの確定の数字がまだ示されていない。示されるのは1月から2月にかけて、そうすると来年度予算編成に対してスケジュール的に大変苦しい。事務局もご苦労なことだろうと容易に想像できます。

また、一方では昭島の現状としては、決算状況から見てここで赤字補填のための繰入れを大きく増額しなければいけない状況ではなさそうだなと、そういうお話も伺いました。そういう中でどうしようかということですが、この保険税率に関しては2年ごとの見直しを行うというちょうど見直し時期ではありますが、そういった不確定要素、それから若干の余裕も感じられる決算ということであるならば、今期は保険税率の改定をせず、現行の税率のまま維持する。そしてさらにまた2年後にもう一度見直しを行うというのも1つの選択肢かなというふうに思います。

○会長 今の意見に対して、何かほかにございますでしょうか。

前期と同じ数字でいきたい、そんな感じの話なんですけれども、何かそれに対して。

○副会長 そういうお話というのは多分今まで初めて、いつも必ず改定というのは値上げだったんですけれども、そういう形で来たので、そういうことでいけるのであれば拍手喝采でいけるんじゃないかと私は思います。

○会長 ほかに何かご意見。保険税の据え置きとか値下げとか値上げとか、その辺の話がございましたら。

これは今日結論を出したほうがいいですか。

○事務局 そういった方向性であるならば、我々のほうで若干案文といいますか答申の内容を、今のお話の方向性でつくらせていただいて、そこら辺について次回の協議会でその内容についてご検討をいただくような形でよろしいかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○会長 今日はいろいろな意見を聞いて、次回の時にまとめるという感じでよろしいですか。皆さん、それでどんな感じでしょうか。意見、ございませんでしょうか。何かありますか。特にないですか。

○C委員 スケジュール的にはどうなんですか。例えば次回は20日、20日にもうそういう流れに乗って改定はしないという結論が出ちゃった場合、スケジュール的には、いつも改定の時期、6月ぐらいから始めていたと思うので、その半年ぐらい先でよければもうちょっと保留にしておかないと、ちょっとこの仮算定の納付金がほかの類似団体から比べるとかなり安いので、間違いということはないのかもしれないけれども、かなりちょっと本当にこれでいいのかなという気はします。

仮算定は仮算定で、本算定になったら昭島だけポンと跳ね上がるようなことになったら、ちょっと気になるので。

○事務局 まず、スケジュールの点ですけれども、新しい年度の通知はもう6月には出さなければいけませんので、基本的にはもうほぼリミットに来ているような状況でございます。したがって、できれば年内に一定の方向性を市としては見出していかないと、準備ができないという状況になっております。その次の検討はまた別途という形になろうかなと思います。それから納付金の額につきましては、これについては私ども非常に興味を持っておりまして、東京都からは一定の算式が示されておりまして、そこら辺のほうも事務局のほうでちゃんと検証した結果でございますので、ただある程度そこに入れ込む数値が今後変動するというところで、恐らく納付金の額は仮算定の額より低めになるのかなというようにところで我々は考えているところでございますので、そういった心配はないのかなというふうに考えているところでございます。

○会長 ほかにご意見はございませんか。

そういう方向で進めたいということに対して何か。

その方向で行くのでよろしいでしょうか。

それでは、そういう方向で行きたいと思います。

---

#### ◎その他

○会長 ほかに事務局のほうから何かございますか。

○事務局 それでは、私のほうから今後のスケジュールにつきましてご説明を差し上げたいと思います。

今後のスケジュールでございますけれども、次回の運営協議会は来週水曜日、12月20日を予定しております。先ほどのご意見に基づきまして答申の案を出させていただきたいと思っております。

また第3期昭島市国民健康保険特定健康診査等実施計画、第2期データヘルス計画の素案につきましては、今週月曜日、12月11日から来年の平成30年1月15日月曜日まで、パブリックコメントを実施いたしております。パブリックコメントの集約等の都合によりまして1月の運営協議会の開催は見送らせていただきまして、2月に開催いたしたいと思っておりますので、こちらの日程調整につきましては本日お席のほうにお配りしました封筒の中に入っている日程調整表にご記入をいただきまして事務局までご返送していただければと思います。よろしく申し上げます。

○会長 ほかになければ。

○A委員 来年度以降の運営形態の話ですけれども、昭島市国民健康保険運営協議会というのは存続するんですか。

○事務局 そうなんです。今度は東京都の運営協議会というものとそれからそれぞれの昭島市、立川市という形の運営協議会が2本立てといたしますか、結局、今後も国民健康保険税の率ですとかは昭島がまだ決めていく形になりますので、運営協議会というこちらの協議会のほうは今後も委員さんにまたお集まりいただくという形になります。

まだちょっと東京都のほうから正式にあるいは具体的な内容が来ていないのですが、今後は昭島市の国民健康保険被保険者の方は、東京都の被保険者でもあるということで、東京都の運営協議会のほうに必ず毎回全員ではないですが、各市町村から代表で委員さんにご出席をいただくというのが始まってくると思いますので、今回は9月とそれから11月の運営協議会の2回ということで、29年度中は東京都のほうでお願いをしてOKをいただけたというところで、区市町村あわせて6団体から今代表の方が行かれていましたが、今後昭島にもそういったような依頼が来るかと思っておりますので、また具体的な内容が決まりましたらお知らせしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○A委員 それは被保険者代表の方だけですか。

○事務局 被保険者代表の方になります。

○会長 以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。